

令和6年第5回

東大和市農業委員会総会議事録

令和6年5月23日

東大和市役所会議棟第1・2会議室

東大和市農業委員会

令和6年第5回東大和市農業委員会総会議事録

日 時 令和6年5月23日(木)午後2時00分

場 所 東大和市役所会議棟第1・2会議室

招 集 者 東大和市農業委員会 会長 岩 田 高 雄

議 事 日程第1 会議録署名委員の指名について

日程第2 会長諸報告について

日程第3 報告第13号 農地法第3条の規定による届出について

日程第4 報告第14号 農地法第4条の規定による届出について

日程第5 報告第15号 農地法第5条の規定による届出について

日程第6 議案第8号 相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明願いについて

日程第7 議案第9号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願いについて

出席委員(13名)

1番 原 章 記	2番 和 地 毅
3番 橋 本 訓 夫	4番 小 林 由美子
5番 杉 本 実	8番 内 野 雄 文
9番 真 野 春 男	10番 橋 本 翔 吾
11番 内 野 博 司	12番 大 熊 和 春
13番 岩 田 高 雄	14番 内 野 純 子
15番 西 川 慶 子	

欠席委員(2名)

6番 栗 原 勇	7番 町 田 悦 郎
----------	------------

出席した職員

事務局長 井 上 昌 弘	係 長 小 川 圭
--------------	-----------

(午後 2時00分)

事務局長 定刻となりました。

会議の前に、本日の出席状況につきましてご報告いたします。

定数15、現員数15、本日は、栗原委員、町田委員から欠席の連絡をいただいております、13名のご出席をいただいております。

農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づく出席人数を満たしておりますので、本定例総会が成立することをご報告いたします。

次に、本会議は、農業委員会等に関する法律第32条により、原則公開となっておりますが、本日の定例総会の傍聴希望者はありません。

以上でございます。

◎会長挨拶

会 長 皆様、こんにちは。

今月は季節の変わり目で、暖かい日もありましたが、ぐずついて肌寒い日もあり、いよいよ梅雨入り間近という感じがいたします。

先週16日には農地部会長ほか当番委員と農地の確認に行っておりました。車窓からあちこちの畑を見ますと、夏野菜の定植も終わり、トウモロコシなども順調に育っているようです。

報道では、今年は蚊の発生が多く、またカメムシが大量発生しており、既に千葉県では被害が出ているとのことです。ナス、キュウリなどの果菜類や、特に注意が必要な梨等の果実類への被害も報告されており、今後の害虫対策が重要かと思えます。

また、今年も猛暑が予想されておりますので気を付けていただければと思います。

以上です。

◎開 会

議 長 ただいまより令和6年第5回定例総会を開催いたします。

本日の議事日程について事務局より報告いたさせます。

井上事務局長。

事務局長 それでは、本日の日程についてご報告申し上げます。

日程第1から日程第7までとなっております。

日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

日程第2、会長諸報告を行います。

日程第3、報告第13号 農地法第3条の規定による届出3件について専決処理をしておりますので、ご報告いたします。

日程第4、報告第14号 農地法第4条の規定による届出2件について専決処理をしておりますので、ご報告いたします。

日程第5、報告第15号 農地法第5条の規定による届出5件について専決処理をしておりますので、ご報告いたします。

日程第6、議案第8号 相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明願い5件についてご審議いただきます。

日程第7、議案第9号 生産緑地に係る農業の主たる従事についての証明願い1件についてご審議いただきます。

日程につきましては以上でございます。よろしくお取り計らいいただきますようお願い申し上げます。

議長 ただいま事務局より議事日程を報告いたしました。

◎会議録署名委員の指名

議長 それでは、日程に入ります。

日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

本日は、9番、真野春男委員、10番、橋本翔吾委員の両名を指名いたします。

◎会長諸報告について

議長 続いて、日程第2、会長諸報告をいたします。

4月30日は、市役所の会議室にて東大和市認定農業者協議会の令和5年度の総会が行われました。認定農業者24名中20名ほどの出席があり、予定通りの審議が行われ終了いたしました。総会終了後に諸資料を配布し、その内容について説明をいたします。

5月20日は、北多摩地区農業委員会連合会の通常総会が武蔵野市役所にて開催され、参加して参りました。

5月21日は、東京都庁で東京都農業会議の理事会、常設審議委員会が開催されました。常設審議委員会では、東京都農業会議として来年度の農業に関する意見書の提出について内容を精査

いたしました。後ほど皆様に資料としてお配りし、内容の説明をさせていただきます。

報告は以上です。

◎報告第13号

議 長 続きまして、日程第3、報告第13号 農地法第3条の規定による届出3件について専決処理をいたしておりますので、報告いたします。

事務局より朗読及び内容について説明いたさせます。

小川係長。

係 長 報告第13号 農地法第3条の規定に基づく届出について朗読及び説明をいたします。
朗読いたします。

報告第13号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理状況について。

このことについて、次のとおり受理したので報告する。

令和6年5月23日、東大和市農業委員会長、岩田高雄。

詳細につきましては、記載のとおりでございます。

以上、報告第13号 農地法第3条の規定による届出3件についてのご報告でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議 長 朗読及び説明をいたしました。

報告第13号 農地法第3条の事案については、書類が整っているため受理をいたしました。

なお、専決処理をしてございますが、ご質問等がございましたらお願いいたします。

(発言する者なし)

議 長 特にないようですので、報告を終了いたします。

◎報告第14号

議 長 続きまして、日程第4、報告第14号 農地法第4条の規定による届出2件について専決処理をいたしておりますので、報告いたします。

事務局より朗読及び内容について説明いたさせます。

小川係長。

係 長 報告第14号 農地法第4条の規定に基づく届出について朗読及び説明をいたします。
朗読いたします。

報告第14号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について。

このことについて、次のとおり受理したので報告する。

令和6年5月23日、東大和市農業委員会長、岩田高雄。

詳細につきましては、記載のとおりでございます。

以上、報告第14号 農地法第4条の規定による届出2件についてのご報告でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議 長 朗読及び説明をいたしました。

報告第14号 農地法第4条の事案については、書類が整っているため、受理をいたしました。

なお、専決処理をしてございますが、質問等がございましたらお願いいたします。

(発言する者なし)

議 長 特にないようですので、報告を終了いたします。

◎報告第15号

議 長 続きまして、日程第5、報告第15号 農地法第5条の規定による届出5件について専決処理をいたしておりますので、報告いたします。

事務局より朗読及び内容について説明いたさせます。

小川係長。

係 長 報告第15号 農地法第5条の規定に基づく届出について朗読及び説明をいたします。朗読いたします。

報告第15号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について。

このことについて、次のとおり受理したので報告する。

令和6年5月23日、東大和市農業委員会長、岩田高雄。

詳細につきましては、記載のとおりでございます。

以上、報告第15号 農地法第5条の規定による届出5件についてのご報告でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議 長 朗読及び説明をいたしました。

報告第15号 農地法第5条の事案については、書類が整っているため、受理をいたしました。

なお、専決処理をしてございますが、質問等がございましたらお願いいたします。

(発言する者なし)

議 長 特にないようですので、報告を終了いたします。

◎議案第8号

議長 続きまして、日程第6、議案第8号 相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明願い5件について、ご審議いただきます。

事務局より朗読及び内容について説明いたさせます。

井上事務局長。

事務局長 それでは議案第8号につきまして、朗読並びにご説明申し上げます。

朗読いたします。

議案第8号 相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明願いについて。

租税特別措置法第70条の6第1項の規定の適用を受ける農地について、引き続き農業経営を行っていることについて農業委員会の意見を求める。

令和6年5月23日、東大和市農業委員長、岩田高雄。

続きまして、内容についてご説明させていただきます。

申請者1番につきましては、相続人欄に記載されておりますとおり、被相続人の子であります。

特例適用農地につきましては、蔵敷3丁目にごございます畑1筆、奈良橋6丁目にごございます畑2筆、立野1丁目にごございます畑2筆で合計面積は、5027.85㎡となっております。

次のページは、位置図、裏面は公図の写しであります。

次のページの写真をご覧ください。

現地調査当日は、申請者本人の立会のもと、岩田会長、杉本農地部会長、橋本訓夫委員、事務局で現地調査を行いました。

①の筆では、ミカン、カキ、ウメ、ジャガイモが栽培されておりました。②、③の筆では、苗木、盆栽を栽培しておりました。④、⑤の筆では、カキが栽培されておりました。

続いて申請者2番につきましては、相続人欄に記載されておりますとおり、被相続人の妻であります。

特例適用農地につきましては、芋窪4丁目にごございます畑3筆で合計面積は、2389㎡となっております。

次のページは、位置図、裏面は公図の写しであります。

次のページの写真をご覧ください。

現地調査当日は、申請者の子の立会のもと、岩田会長、杉本農地部会長、橋本訓夫委員、事務局で現地調査を行いました。

①、②、③の筆では、ミカン、クリを栽培していることを確認いたしました。

続いて申請者3番につきましては、相続人欄に記載されておりますとおり、被相続人の子であります。

特例適用農地につきましては、奈良橋5丁目にごございます山林1筆で合計面積は、1275㎡となっております。

次のページは、位置図、裏面は公図の写しであります。

次のページの写真をご覧ください。

現地調査当日は、申請者が立ち会えないことから本人の了解を得て、岩田会長、杉本農地部会長、橋本訓夫委員、事務局で現地調査を行いました。

①の筆では、ナシ等を栽培していることを確認しました。

続いて申請者4番につきましては、相続人欄に記載されておりますとおり、被相続人の子であります。

特例適用農地につきましては、芋窪6丁目にごございます畑3筆、立野2丁目にごございます畑3筆で合計面積は、6362㎡となっております。

次のページは、位置図、裏面は公図の写しであります。

次のページの写真をご覧ください。

現地調査当日は、申請者本人の立会のもと、岩田会長、杉本農地部会長、橋本訓夫委員、事務局で現地調査を行いました。

①、②の筆ではネギ、ニンジン、エダマメ、トウモロコシ、オクラ、タマネギ、ダイコン、③の筆では、キャベツ、トウモロコシを④、⑤の筆ではトウモロコシ、ジャガイモ、エダマメ、⑥の筆では、トウモロコシ、ピーマン、キュウリ、エダマメ、トマト、ナスが栽培されておりました。

続いて申請者5番につきましては、相続人欄に記載されておりますとおり、被相続人の子であります。

特例適用農地につきましては、芋窪3丁目にごございます畑1筆、奈良橋5丁目にごございます畑2筆、高木3丁目にごございます畑2筆で合計面積は、1826.85㎡となっております。

次のページは、位置図、裏面は公図の写しであります。

次のページの写真をご覧ください。

現地調査当日は、申請者が立ち会えないことから本人の了解を得て、岩田会長、杉本農地部会長、橋本訓夫委員、事務局で現地調査を行いました。

現在①の筆では、ジャガイモ、スナップエンドウ、キュウリ、トマト、ネギ、ナス、ウメを、②の筆ではお茶、④の筆では、茶、トウモロコシ、ブロッコリー、インゲン、ネギ、エダマメ、スナップエンドウが栽培されておりました。また、③、⑤の筆は農地までの通路となっております。

ここで、配布いたしました測量図をご覧ください。現地調査の際、北側に隣接する土地で開発が行われていました。④の農地の公図の形状から、④の土地の一部が開発されている恐れがありました。

そこで、申請者にお申し、隣地との境界を測量した図面を提出していただきました。④の公図と現況で土地の形状は一致していませんが、面積は一致しており、現場の境界石も測量図と同じ位置に入っておりましたので農地に変更がないことを確認できました。

以上、相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明願い5件について、ご説明させていただきました。

議長におかれましては、よろしくご協議いただきますようお願いいたします。

議長 朗読および説明をいたしました。本事案は相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明願いです。

それでは、申請者1番について審議いたします。

ご意見、ご質問がありましたらお受けいたします。

(特になければ)

議長 特にないようですので、採決いたします。

証明書を発行することに賛成の方は挙手を求めます。

(全会一致)

議長 全会一致

よって、引き続き農業経営を行っている旨の証明書を発行することに決定いたします。

続いて、申請者2番について審議いたします。

ご意見、ご質問がありましたらお受けいたします。

(特になければ)

議長 特にないようですので、採決いたします。

証明書を発行することに賛成の方は挙手を求めます。

(全会一致)

議長 全会一致。

よって、引き続き農業経営を行っている旨の証明書を発行することに決定いたします。

続いて、申請者3番について審議いたします。

ご意見、ご質問がありましたらお受けいたします。

(特になければ)

議 長 特にないようですので、採決いたします。

証明書を発行することに賛成の方は挙手を求めます。

(全会一致)

議 長 全会一致。

よって、引き続き農業経営を行っている旨の証明書を発行することに決定いたします。

続いて、申請者4番について審議いたします。

尚、申請者4番については、橋本翔吾委員のご家族の案件になり議事参与が制限されておりますので、橋本翔吾委員には一時退席をお願いします。

(橋本翔吾委員退席)

申請者4番についてご意見、ご質問がありましたらお受けいたします。

(特になければ)

議 長 特にないようですので、採決いたします。

証明書を発行することに賛成の方は挙手を求めます。

(全会一致)

議 長 全会一致。

よって、引き続き農業経営を行っている旨の証明書を発行することに決定いたします。

議 長 ここで橋本翔吾委員の議事参与制限を解除いたします。

(橋本翔吾委員着席)

続いて、申請者5番について審議いたします。

ご意見、ご質問がありましたらお受けいたします。

内野博司委員 先ほど説明いただきましたが、公図の写しと現況に大きな違いがありますが、これはどういうことでしょうか。分筆して現状の地型になったということでしょうか。

議 長 小川係長。

係 長 特に分筆をした事実はなく、お配りした平成23年に測量した図面が正しいものとなり、登記された面積も登記簿と同一です。

従って、どのような手違いがあったかは不明ですが、境界石も測量図とおりに配置され、現況と一致しておりますので法務局の公図が誤っていると判断せざるを得ません。

内野博司委員 現況と公図の写しが一致していないのはどうも理解できません。

議長 相続をした際に法務局に登録された公図と現況になぜ齟齬が生じたかは不明ですので、然るべきタイミングで調査し報告いたします。

本件は引き続き農業経営をしているかを判断するものなので、公図との齟齬については一旦棚上げし審議に戻ります。

証明書を発行することに賛成の方は挙手を求めます。

(全会一致)

議長 全会一致。

よって、引き続き農業経営を行っている旨の証明書を発行することに決定いたします。

◎議案第9号

議長 続きまして、日程第7、議案第9号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願い1件について、ご審議いただきます。

事務局より朗読及び内容について説明いたさせます。

井上事務局長。

事務局長 議案第9号につきまして、朗読並びにご説明申し上げます。

朗読いたします。

議案第9号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願いについて。

生産緑地法第10条の規定による買取り申し出する生産緑地につき、同条に規定する農業の主たる従事者についての証明願いについて農業委員会の意見を求める。

令和6年5月23日、東大和市農業委員長、岩田高雄。

続きまして、内容についてご説明させていただきます。

申出者1番については、死亡し、又は農業に従事することが不可能にさせる故障を有するに至った者の妻であります。買取り申出が生じた事由は、主たる農業者であった申出者の夫の死亡によるものであります。

買取り申し出する生産緑地ですが、狭山4丁目の畑1筆で、面積は495㎡でございます。次ページをご覧ください。農地の場所の案内図と裏面は公図であります。

次ページの写真をご覧ください。

現地調査当日は申出者本人の立ち合いのもと、岩田会長、杉本農地部会長、橋本訓夫委員、事務局で現地調査を行いました。

現在の農地の状況は、写真のとおり防草シートが掛けられ、作物の栽培はしておりませんでした。これは主たる従事者であった被相続人が農業に従事することが不可能になってから年月が経過しているためと推察されます。

以上、生産緑地法第10条の規定による買取申し出する生産緑地につき、同条に規定する農業の主たる従事者についての証明願1件について、ご説明させていただきました。

議長におかれましては、よろしくご協議いただきますようお願いいたします。

議長 朗読及び説明をいたしました。

説明のとおり、本事案は、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願いです。

申請番号1番の事案について、ご審議いただきます。

本事案は、説明のとおり、申請者の夫が生前に農業に従事していたかをご判断していただくものです。

生前申請者の夫が営農していたかについて、地区担当より意見を求めます。

狭山地区担当、杉本実委員お願いいたします。

農地部会長 それでは、ご報告いたします。

被相続人につきましては、生前農業に従事していたことを報告いたします。

以上でございます。

議長 農地部会長から報告をいただきました。

現地の状況と併せて、ご意見、ご質問がありましたらお受けいたします。

大熊委員。

大熊委員 被相続人がお亡くなりになってから、どのくらいのタイミングでこの防草シートが張られたのか記憶にございますか。

議長 杉本委員。

杉本委員 この防草シートが張られたのは、今月16日の現地調査の1週間ほど前のごく最近だったと記憶しています。

大熊委員 承知しました。

議長 他にご質問等ございますか。

(特になければ)

議長 特にないようですので、採決いたします。

証明書を発行することに賛成の方は挙手を求めます。

(全会一致)

議 長 全会一致。

よって、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明書を発行することに決定いたします。

◎閉 会

議 長 以上をもちまして、本日のすべての日程を終了いたしました。これをもって定例総会を閉会といたします。

(午後 2時43分)

東大和市農業委員会会議規則第22条の規定により署名する。

農業委員長

署名委員

署名委員